

美都農村環境改善センター施設使用料金表 【令和元年10月1日】

使用区分			使用時間						超過1時間当たり	
種別	面積 m ²	収容人数	9～12	13～17	18～22	9～17	13～22	9～22	冷暖房	使用料
多目的ホール	350.80m ²	550	7,850	10,470	10,470	18,330	20,950	28,800	1,305	2,610
研修室	39.60m ²	25	1,250	1,670	1,670	2,930	3,350	4,600	205	410
和室	72.90m ²	50	2,200	2,930	2,930	5,130	5,860	8,060	365	730
会議室 1	32.40m ²	10	930	1,250	1,250	2,200	2,500	3,450	150	300
会議室 2	22.50m ²	4	610	830	830	1,460	1,670	2,290	100	200
舞台	151.12m ²	100	2,500	3,350	3,350	5,860	6,690	9,210	415	830
視聴覚室	35.67m ²	20	930	1,250	1,250	2,200	2,500	3,450	150	300
支所3Fホール			1,570	1,570	1,570	2,090	2,090	3,660	205	410
支所2F和室			1,030	1,030	1,030	1,570	1,570	2,090	150	300
支所調理室			780	780	780	1,030	1,030	1,570	100	200

1. 時間延長の場合、1時間ごとに超過料金を加算する。（30分を越えると1時間とみなす）
2. 市外居住者が使用する場合は、基本料金の5割増の料金とする。
3. 営利を目的とする場合は、使用料の10割増の料金とする。
4. 多目的ホール利用において特殊照明・音響設備を使用する場合、講演会関係はそれぞれの使用料の1割を、その他についてはそれぞれ使用料の2割を別途徴収する。なお、グランドピアノ使用料については、午前・午後・夜間それぞれ1,020円を徴収する
5. 冷暖房使用料については、使用料の5割を徴収する。
6. 2の市外居住者の使用料、4の特殊照明・音響設備及び5の冷暖房に係る使用料を含む使用料の総額において、10円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。
7. 上記記載以外の使用料については、別に定めることとする。